

## 令和3年度第3回武蔵野市都市計画審議会議事録

日 時 令和4年2月14日（月曜日）午後2時～午後3時40分

場 所 武蔵野市役所 東棟8階 802会議室

出席委員 柳沢会長、木崎副会長、高橋委員、入江委員、榎本委員、五十嵐委員、山本あつし委員、山本ひとみ委員、本間委員、小林委員、内山委員、中嶋委員、大橋代理委員（警察署長代理）

欠席委員 水庭委員、村尾委員、警察署長（代理あり）

出席幹事 荻野都市整備部長、中迫まちづくり推進課長

説明員 吉崎産業振興課長、関口緑のまち推進課長

質疑応答者	質疑応答
事務局	<p>本日はご多忙の中、令和3年度第3回武蔵野市都市計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>開催に当たりまして、配付資料を確認させていただきたいと思えます。</p> <p>本日の議案の資料は、郵送で事前配付しております。机上配付資料は、次第、委員名簿、パワーポイント資料、特定生産緑地指定一覧の4点になります。不足等がございましたら、挙手にてお知らせください。</p> <p>本日の出席者をご紹介します。</p> <p>幹事につきましては、都市整備部長の荻野。</p>
荻野幹事	<p>荻野です。よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>及びまちづくり推進課長の中迫が務めます。</p> <p>説明員は、第3号、第4号案件については産業振興課長の吉崎が務めます。第5号案件は、緑のまち推進課長の関口が務めます。</p> <p>また、本日、警察署長から、武蔵野市都市計画審議会運営規則第6条第1項の規定に基づき、委任状の提出を受け、大橋交通課長に代理でご出席いただいております。</p> <p>それでは、議事に入る前に、都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。</p> <p>ここからは柳沢会長に進行をお願いいたします。</p>
会長	<p>どうも皆さん、こんにちは。</p> <p>今日は傍聴の方はいないようです。</p> <p>それでは、早速議事に入りたいと思えます。</p> <p>今日は3つありますが、最初の2つは関連ですので、同時に説明をしていただきます。</p> <p>まず、武蔵野市都市計画生産緑地地区の変更、それから2番目が、武蔵</p>

<p>中迫幹事</p>	<p>野都市計画特定生産緑地の指定、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、議案第3号と議案第4号関連しますので、2議案まとめてご説明いたします。</p> <p>初めに、議案第3号 武蔵野都市計画生産緑地地区の変更（区域の変更及び一部削除）について説明いたします。</p> <p>本議案の区域の変更は、議案第4号 武蔵野市特定生産緑地の指定（諮問）に伴い、現地を調査したところ、都市計画決定の区域と耕作地の形状、農地台帳の面積等に不整合があったことから、生産緑地地区の区域を変更するものです。また、一部削除というところは、公共施設等の用地、または買取り申出に伴う行為制限の解除により、生産緑地の機能を失った生産緑地地区の一部を削除するものでございます。</p> <p>資料1の3ページ、新旧対照表をお願いいたします。</p> <p>変更箇所は、表の一番右側の列、適用に記載のとおり、区域の訂正が、数えますと9件、面積の精査が9件、全部削除が1件、一部削除が1件でございます。</p> <p>次ページ、4ページの変更概要ですが、位置の変更は新旧対照表のとおり、区域の変更は計画図のとおり、面積の変更は、区域の数が86件から85件に、面積が24.35haから24.42haとなります。</p> <p>場所ごとにご説明しますので、スクリーン、または本日机上配付をしております資料をご覧ください。</p> <p>まず、こちらは区域の変更の対象箇所を示す位置図でございます。記載のとおり赤く塗った9か所でございます。</p> <p>次に、24番ですが、左の図面が、平成31年1月に都市計画変更した図面です。現地調査の結果、赤く囲った箇所の一部が、現地だと農地ではないことから、北側の境界線を右図のとおり変更を行います。</p> <p>続いて、25番です。左側の図面が、平成7年11月に都市計画変更した図面です。現地を調査した結果、赤く囲った部分が農地であることから、境界線を右図のとおり変更を行います。</p> <p>続いて、27番ですが、左の図面が平成4年11月に都市計画変更した図面です。現地調査の結果、赤く囲った部分が農地でないことから、右図のとおり区域の変更を行います。</p> <p>続いて、30番は、赤く囲った箇所が農地でないことから、右図のとおり区域の変更を行います。</p> <p>残りの41番、61番、78番、82番、103番も記載のとおりの変更となっております。</p> <p>続いて、削除を行う地区の総括図になります。スクリーンのとおり、記載は2か所です。</p> <p>初めに、35番の全部削除です。こちらは、令和2年3月に公共施設等</p>
-------------	--

の建設を目的として、生産緑地法8条4項に基づく通知を受け、令和2年12月にグループホームが建設されたものです。令和3年3月から営業を開始し、恒久的な土地利用が確定をしたことから、都市計画変更の手続をするものでございます。

次に、78番の一部削除です。こちらは、令和2年10月に主たる従事者の死亡による買取りの申出を受理し、令和3年1月に行為の制限が解除になったことから、一部削除するものです。

それでは、改めて議案第3号の1ページをお開きください。

第1、種類は生産緑地地区、面積は約24.42haです。

第2、区域の変更のみを行う位置及び区域は、記載のとおり24番から103番までの9件となります。理由は、既に都市計画決定をしている生産緑地地区において、指定区域に不整合があったため、生産緑地地区の区域の一部を変更するものです。

2ページをお願いいたします。

第3、削除のみを行う位置及び区域は、記載のとおり35番、72番の2件です。理由は、公共施設等の用地、または買取り申出に伴う行為制限の解除により、生産緑地の機能を失った生産緑地地区の一部を削除するものです。

5ページをお願いします。

本都市計画案は、昨年の11月16日から30日まで公告縦覧及び意見募集を行い、縦覧者が1人、意見の提出が1件ございました。意見の内容は、議案の最後のページ、資料2のとおり、武蔵野市は緑が多いほうがよく、生産緑地を削除するべきではないというご意見でした。見解ですが、記載のとおり、本案は、公共施設等の設置及び農地所有者の意向による買取りの申出を受け、生産緑地の機能を失った生産緑地地区の一部を削除するものです。引き続き農業と調和した良好な都市環境の形成と営農しやすい環境づくりに努めてまいりますとしています。

本日承認をいただきましたら、3月中旬に都市計画変更の決定告示を行う予定です。

続けて、議案第4号について、武蔵野市特定生産緑地の指定（諮問）についてもご説明いたします。

本議案は、2022年に指定から30年が経過する生産緑地20件について、指定を10年間延長する特定生産緑地に指定するものです。

特定生産緑地の指定は、都市計画決定ではございませんが、都市計画の決定に準じた法的効果を発生させるものとして、生産緑地法第10条の2において、市町村は指定をしようとするときは、あらかじめ当該生産緑地に係る農地等の利害関係人の同意を得るとともに、市町村都市計画審議会の意見を聴かなくてはならないとされています。そこで、本都市

計画審議会に諮問するものです。

それでは、1ページをご覧ください。

特定生産緑地の指定書でございます。

表の左側から一番上のところですがけれども、番号、位置、生産緑地番号、面積、申出基準日、これは生産緑地地区の期限を迎える日付のことです。それから図面番号を記載しています。例えば同じ農地であっても、筆ごとに指定日が異なる場合がございます。その場合は、筆ごとに指定から30年が経過する日付が異なりますので、筆ごとに管理をする必要性がございます。

同じ1ページで一例を挙げますと、表の中の上段から5番目の、例えば20の1番は、生産緑地番号20番と枝番号1を組み合わせた番号です。生産緑地地区番号20番は、11の筆から構成されており、うち令和4年11月に生産緑地地区の期限を迎える9つの筆について申請を受けています。そこで、20番の1から20番の2、20番の3、4、5、6、9と枝番号を付して管理するものです。

同様に、1ページから5ページの生産緑地番号18、21、24、27、その他の20件の生産緑地について、今回申請に基づき、生産緑地に指定するものです。

表の以降ですがけれども、まず最初に位置図です。スクリーン上の位置図の場所について、特定生産緑地に今回指定するものです。その次ページ以降は、特定生産緑地の指定図になっています。例えば指定図の1ページ目は、左下にある凡例のとおり、緑囲いが生産緑地地区、濃くハッチをかけているものが、今回特定生産緑地に指定する区域、薄いハッチがこれまで指定した区域です。

例えば生産緑地番号、その図面番号6分の1ですがけれども、20番の場合は、先ほど説明した20の1から20の9まで番号を付しており、1番目農地のうち一番南側に白く色が抜けてある場所がくっついており、その2筆だけが今回指定期限を迎えないものということです。

その他の図面は記載のとおりです。

なお、特定生産緑地の指定は、生産緑地所有者等の同意が前提となっています。本日審議をいただく20件は、所有権、地上権、借地権、その他の農地等利害関係人の承諾を得ていることを確認してございます。

また、今回指定する生産緑地地区の一部は、相続税の納税猶予を受けていることから、抵当権者である税務署長から令和3年9月3日付で、これも同意書を受けているものです。

最後に、机上配付資料、特定生産緑地地区指定一覧という緑とか黄色で色が塗られたカラフルなものを見ていただきたいと思います。

最上段の凡例をご確認いただきたいんですけども、黄色は、本日指

	<p>定をして諮問をする20件です。緑色は、これまでに指定をした57件です。灰色は、令和4年11月以降に生産緑地地区の期限を迎える箇所のみで構成された地区、または旧法のみで構成された地区です。つまり今回の特定生産緑地の手続の対象外以降に指定の手続をする場所になっています。白色が指定準備中、または検討中、青いところが指定意向なしというものです。</p> <p>なお、指定意向のない青色の4か所について、スクリーンをご覧ください。28番、29番、109番は、市立五小の西側、102番は、旧武蔵境市政センターの西側のところで、この4か所は、所有者の方から特定生産緑地の申請が出ていないので、恐らく30年が経過する令和4年11月以降に何らかの事業をするか、もしくは宅地か農地として、ちょっと税金高いけれども農業を頑張るのか、になるかと思われます。</p> <p>議案第3号、4号については以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ご質問、ご意見いただきたいと思いますが、今回から少しやり方を変え、最初に1号委員、3号委員の皆さん、2号委員の皆さんは後ほどご発言いただくということになりますので、ご了承いただきたいと思います。</p> <p>1号委員、3号委員の皆さんで2つの案件についてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では私から、最初のほうの議案3号、理由に不整合があったためということですが、不整合があった原因は分かっているのでしょうか。それを説明してください。</p>
<p>中迫幹事</p>	<p>不整合があったという説明ですが、まず、不整合は2種類ございまして、区域が現地と不整合だったこと、あとは面積が不整合だったという2点が、この不整合という言葉に含まれています。</p> <p>まず、区域ですけれども、生産緑地の多くは、平成4年に一括指定されたものです。今から30年前に、約90か所が一括指定されました。30年前は、図面等がまだアナログの図面の時代で、今は主にGISを使って管理しています。そういった面から、図面の精度と現地との間に、差異があったというのが1点です。</p> <p>それから2点目、特定生産緑地の面積の差異がなぜ出ているのかということですが、そちらは平成4年に一括指定したときは、恐らく登記の面積で申請されている農地が多かったと思っています。その後、所有者の都合によって分筆や合筆等される中で、面積が実測をされて、面積が少しずつ更生されていって、今回特定生産緑地の指定で全部突合せた結果、面積が異なる箇所が何か所かあったということです。</p>

	以上2つの理由で区域と面積について今回修正を行いました。
会長	念のためですけれども、区域が大きくなったり小さくなったりしていますね。要するに、そこは本来生産緑地でなければいけないのに、所有者側が事実上変更したということではないというのは確認済みなんでしょうね。
中迫幹事	当時、生産緑地に指定したところを、所有者の方が申請なく生産緑地ではない利用に変えてしまうことはございません。毎年農業委員会が現地を調査していますので、耕作していない場合は指導しています。ですので、図面の精度が原因であったと考えております。
会長	分かりました。 1号委員、3号委員の皆さん、ご発言ありませんか。よろしいですか。それでは2号委員の皆さんどうぞ。委員。
委員	会長の質問と関連しますが、1つ目が資料の3ページのところ。55番と61番が精査による増ということで1,000㎡強の違いがあり、先ほどのご説明で図面の差異とか登記の面積で、実際に違ったということでしたが、ここも同じ理解でいいのかを教えてください。 もう一つが、固定資産税か農地課税かということになると思うのですが、面積の変更によって、税金について何らかの影響があるのかを教えてくださいいただければと思います。 4号について、平成4年の生産緑地法によって指定されたのが九十何か所というお話がありましたが、30年たち2022年問題と言われていたと認識しております。これでこの先10年間、改めて特定生産緑地として指定されるということで、また10年後はその後改めて指定し直すことでもいいのかというのが1つです。 それと、今日いただいた特定生産緑地指定状況一覧で、緑の部分が指定済みというところですが、これは、これ以上今回の2022年問題において、生産緑地指定をする箇所はないという理解でよろしいでしょうか。以上です。
会長	中迫幹事。
中迫幹事	4点ご質問いただいたと思っています。 まず、1点目の55番と、あともう一つの番号で1,000㎡ぐらい面積が変わっていると、かなり面積が大きいというお話でございますけれども、それについては私ども、いつもこういう場所が出てきて戸惑ってしまうんですけれども、基本、昔は分筆をした場合は、分筆する面積だけを実測していました。なので、大きな敷地の筆を分けていくと、最後に残った筆に、面積のしわ寄せが集まっていく状況になっていました。現在はそういったことは基本的にはなくて、分筆する側も分筆される側も両方実測しなければいけないことになっています。そういった意味でい

	<p>いますと、今回の生産緑地の指定で変更しているものは正しいもので、恐らく従前あったものが、精度が低かったと推測しています。ただ、何で大きく変わっているのかは私どもでは分からなくて、正確なところは農業従事者さんが登記していますので、そこに答えがあると思っております。</p> <p>2点目は、農地課税の話かと思います。</p> <p>今回、面積を変えたものは、すべて農地台帳の面積に合わせています。農地台帳の面積は課税の面積と合っていますので、これまでと課税面積が変わることはありません。</p> <p>3点目、2022年問題で10年後どうなるのかというお話ですけれども、10年たつと、もう一回10年延長しますかと同じ手続きをすることになります。筆によって10年目を迎える日が違っている場合があります、私たちのほうが混乱するだろうと思っているのですけれども、10年が来る日をしっかりと管理し、10年が近づいたら、その土地の所有者に私たちからお手紙等を出して、10年延長しますかと問いかけていくことになると思っております。</p> <p>最後の質問ですけれども、今後、今回の2022年問題においてまだ残っている場所があるのかというお話ですけれども、1か所だけ対応が決まっていない場所があります。先ほど言った青色の4か所は、本人に指定の意思がございません。一方で、先ほど表の中で真っ白い25番は全部ではなくて、どこか一部を生産緑地に指定しないことを所有者の方が考えているようです。ですのでここは、来年の令和4年度の6月か7月ぐらいに予定している第1回の都市計画審議会でもう一度審議していただく予定にしています。以上です。</p>
会長	よろしいですか。
委員	ありがとうございます。
会長	ほかにご発言ありませんか。委員。
委員	<p>今回の特定生産緑地の、全体としての特定生産緑地への意向の一つのプロセス全体として見た場合に、武蔵野市でこれまで言ってきた農地の保全という基本的な方向性というか目標との関係で、どういうふうに総括しているかを教えていただきたい。それは、どのような対策を取ってきたのかもありますし、現在それに都の関係、どう見ているのかもあるようなので。</p> <p>その山が10年ごとに上っているということであれば、その次の10年を見据えてどうしたいのか、どうするのが当然問題になってくると思うんですが、その議論はどこでやるのか。例えばどういう計画の中にそれが折り込まれていくのか、都市計画審議会で突っ込んで議論する話じゃないかもしれないけれども、形式的な手続の問題以前の問題として、取</p>

	組ということから見た場合に、今回の全般的な特定への意向についてどう見ているのかを伺っておきたいと思います。
会長	吉崎課長。
吉崎 産業振興課長	<p>今回の特定生産緑地の指定は、農業委員会を通じて、それぞれの所有者さんにアンケートを事前に取りらせていただき、97%の方が特定生産緑地に移行するという結果が出ており、この割合は都内の中でも非常に高い割合だったと認識しております。</p> <p>あわせて農業委員会、それからJA東京むさしさんのご協力を得まして、全対象者に説明会であるとか個別相談会といったものを実施して、丁寧に説明をしてきた結果とっておりますので、この先、また10年後の再指定というところについても同様に、それぞれの3者が連携して、丁寧な説明をしていくしかないと思っております。</p>
会長	2点目は。これから先10年間の間。
吉崎 産業振興課長	議論ですね。特別このための議論をする場というのは、今のところ設けてはおりませんので、農業委員会の中では当然一つの議題にはなりませんし、あわせて引き続きJAむさしさんとも協議を進めていくようかなと思っております。
会長	委員。
委員	そこはもうちょっと明確にさせていただきたいと思うんです。今回は割合とうまくいったということかもしれませんが、例えば今後問題になってくるとすれば、若手の後継者の育成の問題であるとか、農地の貸し借りの問題であるとか、農業支援の問題であるとか、他の産業との連携の問題であるとか、いろんなことがもうちょっと大いに議論されるべきではないかと思うんです。それをまとめてやるべきではないか。10年に1回ということなので、ある意味では10年に1回、そのことは結果として表れると考えていいと思うんです。ですので、どうやって市がバックアップしていくのか、当然緑地保全、農地保全ということが基本的な命題になっているわけですから、整理してまとめた議論が必要で、それをどこかに見える化しておくということが大事じゃないかと思っておりますが、もう少し何とかならないですか。
会長	吉崎課長。
吉崎 産業振興課長	現時点ではこのためだけの議論する場はないので、今後、どういった場をつくるのか、あるいは仕組みをつくるのかは検討していきたいと思っております。
会長	委員。
委員	例えば次期調整計画の中でそのことをテーマに挙げて、どこかに一つの場、あるいは見えるまとまった場で議論していただきたいと思っておりますので、お願いをしておきます。



会長	ほかにご発言はありませんか。委員。
委員	<p>2点伺いたいと思います。</p> <p>1点目は、公告縦覧の見解にも書いてありますが、環境委員の申出は当然あると思いますが、この図式の中に主たる従事者、従たる従事者とかという記載はどのような形かを伺いたいと思います。</p> <p>もう一つは、たくさんの事業にも関わるかもしれませんが、武蔵野市でも積極的に農地を宅地化すると言いながら、都市農業を育成する方向に大きく変わったと思います。農業振興基本計画というのがあり、平成28年から30年度概要の中にも、農業後継者の多様な担い手の確保と育成とか、安定した農業経営の確立という項目がありますが、この農業基本計画との関連についてお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>以上2点です。</p>
会長	吉崎課長。
吉崎 産業振興課長	<p>農業振興基本計画との関連は、当然農業振興基本計画でも今回の特定生産緑地の件にも、農業者の後継等にも触れておりますので、当然関連はあるものと思っています。</p> <p>それから1点目の質問、主たる従事者の位置づけについては、基本的には各農家さんで主たる従事者かどうかご判断いただいておりますので、特に市のほうで何か指定をしているというものではないです。</p>
会長	委員。
委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>1点目は、要するに農業をされている方がいつも主たる従事者を書いているけれども、変える場合には、主たる従事者が変更になりますとか、そのような記載欄があるのか確認をしたいと思います。</p> <p>あと、農業基本計画に関しては、農業経営を都会でやっていくのは楽じゃないのかなと思ったりすることがあるんですけども、武蔵野市として後継者の育成支援とか営農ボランティアの活用とか、農業経営圏確立の支援というのは、具体的には何かおやりになっていることがあるのかなと思ったんですが、いかがでしょうか。</p>
吉崎 産業振興課長	<p>まず、主たる従事者は、おっしゃるとおり書面の中にご自身で記載していただく欄があり、それを基に把握しています。</p> <p>それから、農業支援は、現在、武蔵野市内では、農業ボランティアには特に支援は行っておりませんが、貸借円滑化法が施行され、それを基に市内の農家さんの所有されている土地を別の農家さん、あるいは農業従事者の方に貸与して、営農してもらうという制度、これは既に市内では2件事例がございます。</p>
会長	よろしいですか。
委員	分かりました。どうもありがとうございます。

	今後も都市農業の育成・支援でご尽力をお願いしたいと思います。
会長	それでは、ほかにご発言。委員。
委員	<p>今日、机上で配付していただいた資料の中で確認で2つ伺いたいと思います。</p> <p>1つは、生産緑地地区番号41番の写真だと状況がよく分からないのですが、グリーンパーク遊歩道に面しているところなのかと思います。その現状の利用状況が農地と確認できたのかを説明いただきたいと思います。</p> <p>もう一つは、同じく番号78番、これは過去の経緯でお分かりになれば、今日の議題に直接は関わっていないことだと思うのですが。今の都市の農地を継承していくことの困難さ等の課題が出ております。今回の一部削除の理由が、令和2年の11月2日に買い取らない旨の通知ということでしたが、ここは一覧のまとまった成形地で、何かしら農地として生かしていくような方策がなかったのかと、遡った話で恐縮ですが、そういう視点で伺えればと思います。</p>
会長	中迫幹事。
中迫幹事	<p>2点質問いただきました。</p> <p>まず、41番は、記載がすべてで、実際都市計画決定上は、左側の令和2年の形で作図をされていたというものです。その作図をしていたところを、今回特定生産緑地等の指定のときに、改めて現地を確認したら、図面の形と現地の耕作されている場所が違うということで、最新の図面に合わせて新たに区域の線を引き直したもので、もともとあったところを新たに造成してしまったとか、そういった意味ではございません。</p> <p>もう一つ、78番は、主たる従事者に不幸があつて、農地を相続する方がすべてを耕すことが困難になったということで買取りの請求が出てきたとものですがけれども、そういった農地が出た場合には、市で、庁内に農地を活用する方法がないかを照会して確認する仕組みになっています。ただ、いつまでも検討できるものではなくて、何日間の間に返答しなきゃいけない、比較的短い期間の間にそこを買い取るのか、買い取らないのかを市から返答するようになっています。その検討期間内に、利用の仕方が市では想定できなかったのもので、ここは解除になりました。以上です。</p>
会長	よろしいですか。委員。
委員	<p>分かりました。</p> <p>今のお答えは分かりましたが、41番は、今後、生産緑地としての利用状況は、農業委員会でもパトロール等もしていただいでいくんでしょうから、了解いたしました。</p> <p>それで、78番は、場所的に三鷹市境ということもあつて、行政が公共</p>

	<p>の利用という用途を考えた場合、限られてくるとは思うんですが、この後ある東町の緑地についての話など考えると、限りなく武蔵野市域の農地、緑地を保全する方法で、今後も市内で鋭意努力していただきたいとお願いしておきます。</p>
会長	<p>ほかにご発言ありませんか。よろしいですか。どうぞ。</p>
副会長	<p>先ほどの委員がおっしゃった生産緑地番号の41番ですけれども、こちらは、新しく336号沿いの西側で間違いはないか。78番も41番も同じ大通り沿いに面しているということで間違いはないかだけ確認をさせていただければと思います。</p>
中迫幹事	<p>78番は日赤の東側の場所ですので、都市計画道路武3・3・6号線沿いの場所です。</p> <p>41番も同じく左上のところに東幼稚園が描かれているように、都市計画道路武3・3・6号線沿いになります。</p>
会長	<p>皆さん、よろしいですね。</p> <p>それじゃあ意見が以上のようなので、3号と4号とありまして、3号のほうは主に確認の内容でした。4号は、10年後、このままずっと何ももしないでいいのかというご質問、ご指摘だと思うんです。これは農地所有者の意向が非常に重要であります、農地所有者の意向にお任せしきりというのじゃなくて、残せる条件をどうやって少しでも向上させるかは、行政も一定の役割を担わなきゃいけないのじゃないか、そういうことだと思いますので、ぜひそこは今後ともご検討いただければと思います。</p> <p>3号は付議ですので、決を採ります。</p> <p>4号は意見を聴くということですので、今のような整理で終了したいと思います。</p> <p>議決の方法は、例によりまして投票しますので、準備をお願いします。</p> <p>お手元にもう投票用紙が入っておりますので、ピンクのほうについて投票箱に入れていただきたいと思いますが、立会人を委員、よろしくをお願いします。</p> <p>投票をお願いします。</p>
	(投票箱確認)
会長	<p>開票をお願いします。</p>
	(開票)
会長	<p>開票結果を報告いたします。</p> <p>投票総数12票、有効投票数12票、承認12票、不承認0票で、この件は承認されました。</p> <p>続きまして、第5号 武蔵野市都市計画緑地の変更について。</p>
中迫幹事	<p>それでは、議案第5号 武蔵野都市計画緑地の変更(第7号十一小路</p>

	<p>緑地の追加) 付議についてご説明いたします。</p> <p>議案第5号のページを開いていただいて、右上に資料1と書いてあるところの1ページをお願いします。</p> <p>種別ですけれども、種別は緑地、名称は第7号十一小路緑地、位置はスクリーンに記載のとおり、吉祥寺東町2丁目24番地内の、資料3の計画図のとおり、女子大通りから北に100mほどの場所になります。面積は約0.14haです。</p> <p>案の利用は、2ページ目をご覧ください。2番、利用の3段落目の「こうしたことから」以降ですが、地域の基本的なルール、既存樹木を生かした樹木地の保全、防災の視点を加味したオープンスペースの確保を目的とした緑地の整備を進めることで、緑豊かな憩いの空間の創出に加え、安全・安心な住環境の形成を図るため、都市計画緑地の配置保全について検討した結果、吉祥寺東町2丁目24番地内における0.14haの当区域について都市計画化変更するとしております。</p> <p>続いて、10ページの資料2、都市計画の策定経緯の概要です。</p> <p>令和3年11月22日に、武蔵野市立第三中学校で都市計画変更に伴う説明会を開催し、25人の参加者がございました。また、令和4年1月11日から25日まで都市計画案の縦覧及び意見募集を行いました。備考欄に記載のとおり、縦覧及び意見書の提出はございませんでした。</p> <p>今後のスケジュールですが、本日の都市計画審議会で審議いただき、承認をいただけた場合、3月中旬に都市計画決定の告示を行う予定です。</p> <p>なお、資料の3、計画図以降、次のページ、参考1ですけれども、スクリーンにも記載しましたが、現地の状況の写真です。まず、写真1は、西側の道路から北東及び南東方向を撮影をした写真で、写真2は、敷地内から北東及び南東方向を撮影した現地の写真です。</p> <p>また、資料には参考2として、都市計画の変更説明会の内容を添付しています。参加者からは、公園と緑地の違いは何ですかという問いや、これまでの経緯などについての質問がありました。</p> <p>以上で都市計画緑地の変更に関する説明を終わります。</p> <p>よろしく審議をお願いいたします。</p>
会長	<p>また1号委員、3号委員の方々からご発言を先にいただきたいと思います。最初、私から確認ですけれども、この土地の所有者は1人ですか。それでその所有者の意向はどういう形で確認されていますか。</p>
関口緑のまち推進課長	<p>土地の所有者はお1人の方で、土地開発公社が買取りをしたという状況です。</p>
会長	<p>もう買取り済みですか。</p>
関口緑のまち	<p>土地開発公社が買取りを行っております。</p>

推進課長	所有者のご意向として、緑の豊かさを残してほしいということがございました。
会長	1号委員、3号委員の皆さんよろしいですか。後でご発言いただいても結構ですが、それでは2号委員の皆さん。委員。
委員	<p>参考2、都市計画変更説明会のところ、この中から、まずアに関して、都市計画緑地が既に6か所決定しているということについて6か所を教えてくださいというのと、この都市計画変更することのメリットにはどのようなものがあるのか教えてください。</p> <p>次に、イのところで、公園と緑地の違いを説明しているんですけども、実際、この緑地でも防災、延焼防止の話もされています。公園はレクリエーションのための遊具や遊び場と書いてありますが、緑地は、遊具や遊び場がないというだけのことと理解していいのか確認させてください。</p> <p>3つ目が、ウのところで回答のところ、皆様に防災上についてどういう考えがあるのかと、皆様のご意見をいただきながら検討していくとありますが、ここについて何かお考えのこと、例えばパブリックコメントの募集とか、何かそういうものを検討されているのか、もしありましたら教えてください。以上です。</p>
会長	以上、3点。関口課長。
関口緑のまち 推進課長	<p>まず、1点目の都市計画緑地6か所についてです。</p> <p>まず、第1号としての都市計画緑地が、グリーンパーク緑地というところになり、関町2丁目、関町3丁目、八幡町1丁目に連続して連なる約1.4haの緑地です。</p> <p>第2号は、吉祥寺東緑地、こちら吉祥寺東町4丁目地内にあります0.09haの緑地がございます。</p> <p>3点目は、境山野緑地、こちら武蔵野市の境4丁目地内にある緑地として、こちら約0.92haとなっております。</p> <p>4か所目、境三丁目緑地、こちらは境3丁目地内にございまして、約0.12haという緑地になっています。</p> <p>5点目、北町さくら緑地、こちら吉祥寺北町4丁目地内にあります約0.09haの緑地となっています。</p> <p>6点目、吉祥寺北緑地、吉祥寺北町1丁目地内にあります約0.1haの緑地になり、今回が7か所目の緑地ということで変更を行ってお願いしているというところです。</p> <p>緑地のメリットは、今残された環境が緑多い環境であるということと、緑がそのまま残せるということです。</p> <p>オープンスペースということでは、公園も延焼防止の効果はありますが、こちらは特に南北に細長い道で、東西に抜けるところがございませ</p>

	<p>るので、こちらの緑地は、さらなる緑地としてのメリットがあると感じているところです。</p> <p>緑地と公園の大きな違いは遊具なのかですけれども、それ以外にも、基本的には樹林地をメインにした整備というのが、緑地の整備と考えているところです。</p> <p>今後、工事が決まりましたら、工事のお知らせビラを配りますので、意見はその都度聴いていきたいと思っております。</p> <p>また、公園の緑地の整備についても、工事の説明会等でお知らせしていきたいと思っております。以上です。</p>
会長	委員。
委員	<p>目的で、2ページにも書いてありますが、樹林地の保全、オープンスペースの確保、あとは防災対策とか、こういった意味合いというのはあっていいと思うんですけれども、この先、都市計画緑地は増やす方向にあるとか、何か方針としてあったら教えていただけますか。</p>
関口緑のまち推進課長	<p>まず1点は、公園空白地であったり、あとは今ある借地公園なんかもごぞいます。また、公園に隣接している土地があれば、積極的に公園緑地として取得していきたいですが、これは相手方のある話ですし、予算の関係もありますので、その場その場の適切な判断で公園緑地の拡充に努めていきたいと思っております。以上です。</p>
会長	ほかにご発言。委員。
委員	<p>緑の保全は大事なことで、推進していただきたいという立場に立っているんですが、一方で、近隣の住民の方たちの落ち葉に対するご意見というのは、かなり全市的に聞こえてまいります。若い頃なら対応ができたけれども、高齢になると対応できない、せつかくある緑が、邪魔ものようになってしまうのはとても残念だと思っております。そういう意味では、これは全市的な課題だと思っておりますが、今回のご意見の中にも、近隣の方にとって難しい課題だという話も出てきています。この場所だけではないですが、市として落ち葉対策についてどう考えているか、お伺いしたいと思います。</p>
会長	関口課長。
関口緑のまち推進課長	<p>ご指摘のとおり、木が成長するにつれて、落ち葉も多くなってしましまして、落ち葉清掃していただいている方たちに本当頭が下がる思いで感謝しているところですが、やはり今委員のおっしゃったように高齢化もあって、なかなか難しいというのはあります。</p> <p>全市的な受け止め方としましては、まず街路樹と公園の樹木、これが大半なんですけれども、頻度を上げて、剪定のサイクルを決めて対応してきて、この2年間ぐらいで体制を作って対応しております。ただ緑をばっさり切るのではなくて、頻度を上げて手を入れるということは行っ</p>

	<p>ているところです。これは公園だけではなくて街路樹でも、全体のサイクルを見ながら、落ち葉が大変なときでも、少し先が見えるような形でサイクルを決めてやっているというのが、今全体的な落ち葉対策の一つの流れです。</p>
会長	<p>委員。</p>
委員	<p>市で対策を取っていただいていることを伺いました。公園や緑地がつくられた場合、そうした維持管理にもお金がかかってくるので、総合的に財政的な計画も含めて対応していただきたいと思います。これは意見です。よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ほかにご発言。委員。</p>
委員	<p>では、質問3点ほどさせていただきます。</p> <p>1点目、これまでの協議の中で東京都知事との協議と書いてありますが、どういう形でどういう内容だったのかを伺いたと思います。</p> <p>2点目、議会でも修道会から土地を買うことに対して問題視するとうか、高過ぎるという意見もありましたが、ここの辺りは公園や緑地が少ないことを考えたら、こういう方向でよかったと私は思っています。資料等を見ていると、隣接する方にとっては難しい課題が多くあると思うとありましたが、この難しい課題というのはどういうことだったのかを伺いたと思います。</p> <p>3点目は、農業にも関わりますが、今回、樹林地をなるべく残すということになったわけなんですけれども、例えば同じ緑地で境山野緑地、ナラ枯れの被害というのが何年も前からあります。ナラ枯れへの対応を今日から2週間ほど行うというデータが環境部長の名前で議員に配られてよかったとされているところですが、こうしたことが樹林地では起きる可能性もあるので、この樹林地を維持、発展させていくために、行政がどう関わるのかを伺いたと思います。以上です。</p>
会長	<p>関口課長。</p>
関口緑のまち推進課長	<p>まず2点目、3点目のほうから先にお答えしたいと思います。</p> <p>修道女会との意見交換の中で、隣接者の方との難しい課題はどういうものであったのか、についてです。</p> <p>隣の人との隣接地に教会の壁があるんですけれども、壁が少し出っ張っているとか、公園側から入らないと建物が壊せないとか、今後、建物を改修する際には、少し隣地とのやり取りが出てくるかというのが1点ございます。この説明会の中では、難しいやり取りがあるという具体的な発言というよりも、難しいやり取りがあると思われまので、ご近所さんとお話をしてくださいねという、そういう趣旨で発言いただいておりますので、我々のほうは丁寧に周りコミュニケーションを取りながら整備していきたいと思っていますところです。</p>

	<p>3点目の樹林地の件ですが、委員のお話のように、境山野緑地もナラ枯れの被害を受けているところです。当然市が管理していく樹林地ですので、ナラ枯れの対応ですとか、危険木、安全・安心には留意しながら管理していきたいと思っております。隣の越境枝ですとか、即時対応しなくては相手方にも迷惑になることもありますので、きちんと対応していきたいと思っております。</p>
会長	最初の1問目は中迫幹事。
中迫幹事	<p>都の協議の内容は、緑のまち推進課が行っているのにお答えしかねませんが、東京都協議はどういうものかお答えしたいと思います。</p> <p>都市計画法の中で、公園は都市施設ですので、都市計画決定する際には、法の19条の3項で東京都と協議することになっています。以前は協議ではなくて同意となっていて、同意の頃は同意してもらおうということで、我々がへりくだった感じだったのですが、地方分権が進んで、今は協議ですので、対等な立場で先方と打合せをするといった内容になっています。</p> <p>都市計画という大きな意味でいいますと、都市はつながっています。公園に限らず、ほかの道路なり河川なり、全てのものは市境を超えて連帯していますので、東京都は大きな視点から、隣接する市や東京都全体として矛盾なく都市計画が定められているのかを見て、調整する仕組みになっています。</p> <p>今回のような小さな公園の場合は、協議といっても大きな視点が必要なわけではないので、先方に対して、こういった理由で武蔵野市は緑地の保全を進めていますと説明する意味づけになると思っております。</p>
会長	続けてどうぞ。関口課長。
関口緑のまち推進課長	協議の内容ですけれども、書類送付で協議を行っておりまして、計画書ですとか総括図、計画図などを送付し、それを都市計画法の21条第2項を準用する同法第19条第3項の規定に基づいて協議をしたということです。以上でございます。
会長	委員。
委員	<p>3点のご答弁、ありがとうございます。</p> <p>都知事協議が、以前とは変わって対等の関係になったこと、今回は書類送付で協議をすることに関してご理解いただいたことはよかったと思います。</p> <p>行政が、これからの樹林地に関わりを持ってやっていくという点もお答えいただき、近隣の方に関してもきちんと対応していくということで了解いたしました。ありがとうございます。</p>
会長	ほかにご発言ありますか。委員。
委員	ここに緑ができるのはよかったと思うんです。東側の通りが東十一小



	<p>路で、通過交通でずっと問題になっていると思います。もう一つ東側が宮本小路で、南向き一方通行で、これも通過交通の問題になっている場所です。一つの問題として、東町のこの地域のいわゆる南北に抜けていく車の問題があった。</p> <p>それからもう一つの問題は、ここの女子大通りの拡幅の問題があるということで、これは賛成、反対両方ありますけれども、基本的には、僕は地域全体としては賛成のほうが多いんじゃないかと思う。これに伴って右折、左折等の交通規制の問題も含めて生活交通の問題が問題になってきたということがあると思います。</p> <p>それで、ここが緑になるということで、まちづくりやまちづくり条例、あるいは地区まちづくり計画等との関係で、地域のいわゆる隣地の住宅の緑の問題、交通の問題も含めて、もう少しこの土地だけの緑ではなくて、もう少し広げた、例えばこの通りとか周辺とかという形での緑の推進、あるいは交通問題の対応という形で連動させることは何かできないのかについて、何かお考えがあったら伺いたいのと、もう少し面的に考えていただくといいのではないかと思います、今のところ何かありますか。</p>
会長	関口課長。
関口緑のまち推進課長	<p>今回緑地の変更をお願いしている場所ですけれども、委員のお話のとおり、南北に抜ける、東西が全くないものですから、我々としてはまず1点、防災上の視点ということで考えました。その場所だけで道路の拡幅まで行うことは、私どもでは難しいものですから、まず防火水槽を入れて、消防活動で有利になる方法を取っていきたいと思っており、まずは防火水槽を来年整備する予定としております。</p> <p>その点は説明会でもお話をさせていただき、地域の方も防災面は不安があったということで、その点をご理解いただきました。搬入等で大きな車が入ることもありますが、きちんとお話をして、防火水槽の設置をしたいと思っておりますし、ご理解もいただいていると思っております。</p>
会長	委員。
委員	<p>東町の4丁目、本宿の小学校の北側、通りで自分たちで接道緑化をやって、まちづくり計画までは行っていないけれども、自分たちで塀をなくして接道緑化してくれている通りがあるんです。ご存知だと思うんですけど、非常にいい町並みになっているんです。防災についても、周りの人たちと協議をするわけですから、やってくれという話だけではなくて、一緒にどういふのをつくりましょうかを言ったらいいと思います。せっかくの一つの議論のネタでもあるし、コミュニティ形成のきっかけでもあると思うので、こういう方法もあるよ、ああいう方法もあるよ</p>

	るよというように、もう少し広めに考えられないですか。
会長	関口課長。
関口緑のまち 推進課長	<p>お話しいただいているとおりでと思っておりますが、緑のまち推進課でも、緑は推進していく、増やしていくというスタンスでは変わりございません。整備に当たる際には、沿道の方とも話をし、緑を増やしていきたいと伝えていきたいと思っております。</p> <p>あの場所は、古くから地域に緑が根差しており、緑を守っていくという意識がおりますので、説明会などを通じて接道の緑化にもご協力いただきたいというお話は差し上げていきたいと思っております。</p>
会長	よろしいですか。中迫幹事。
中迫幹事	<p>この辺の地区について、今一番問題になっているのは防災だと思っております。何で防災が問題になっているかといいますと、今、一低層の地区は、準防火、防火地域の指定がありません。その空地、要は容積率、建蔽率を例えば40%、80%にすることで、空地を使うことで、火が燃え移るのを防ぐ考え方になっています。そういった意味で言えば、やはり公園は、空地として非常に重要な施設になっています。実際は緑のまち推進課が担当かもしれませんが、この地域は、公園なり空地をたくさん増やしていくことが必要と思っております。</p> <p>また、道路も4m程度の道路が多いので、本来であれば、道路の幅員を広げることが防災の安全性につながっていきます。一方、この地域は閑静な住宅地になっていまして、4mの道路を広げると、委員もおっしゃっているとおり、通過交通がまた増え、逆の方向に働く可能性があると思っております。今はある程度均衡が保たれている状態なのかと思っております。</p> <p>まちづくり推進課では、今年度、都市計画マスタープランを改定しました。その中では、地区計画だとか地区まちづくり計画等をもう少し積極的にやりませんか働きかけをしていきたいと思っておりますので、私どもだけではなくて、地域の方も一緒にそのためのルールづくりをする方向に全体的に持っていきたいと考えているところです。</p>
会長	よろしいですね。委員。
委員	<p>いろいろ議論は尽くした感があるんですが、改めて東西方向の往来ができない形状の町並みになっているところで、今防災上の課題もという話があったんですが、そもそも東には抜けられないということではないでしょうか。そのことも含めて、説明会、11月21日に昨年開かれ、25名の方の参加があったというのは報告のとおりなんですが、その25名の中に、この東側を含めて近隣住民の方というのも参加されていたのか、もし参加されていなかったとしたら、直接隣接する方にはご説明は十分されているのかということが、閑静な住宅街ですので殊さら気になって</p>

	<p>いるところでは、そういう十分にご理解をいただけているかという意味で、もう少し詳しくご説明いただきたいのが1つあります。</p> <p>それと、今後、公園ではない緑地として指定していくとしても、写真を見ると冬というせいもあるんですが、樹林というには程遠い状況で、木を植え込まないといけないと思うんですが、そのあたりのお考えはどうなっているか伺いたいと思います。</p> <p>防火水槽を埋め込むというご答弁があったんですが、あくまで防火だけであって、上水施設ということは検討できないのかも併せて伺いしておきたいと思います。</p>
会長	3点ありました。関口課長。
関口緑のまち推進課長	<p>まず、1点目の東側に抜けられるのか、抜けられないのかという点ですが、東側は住宅がありまして、現在は抜けられない状況です。</p> <p>2点目の、説明会の際に東側の住民もいらっしゃってお話しされたのかですけれども、個別に参加された方に回ったところ、隣に住んでいますという方もいらっしゃいました。また別の方もいらっしゃって、緑地の東側の壁を少し抜かせてもらって、東側に抜けられたらいいよねという話は出ていました。じゃあやりましょうという話にはなっていないですけれども、我々としてもどうか、緊急時には人だけでも抜けられるようにアプローチしていこうかと思っております。</p> <p>あと、委員がおっしゃった写真ですが、ここは修道女会の建物が建っていたところで、ここの建物の周りがお庭みたいな形で残っております。つくり込みは、ここに少し樹木を植えて、樹林地のような形にしていきたいと思っております。</p> <p>防火水槽の件は、埋め込み式ですけれども、今のところは飲料型の貯水槽ではなくて、100tの防火水槽を埋め込む予定としています。以上でございます。</p>
会長	委員。
委員	<p>分かりました。近隣の方も参加された説明会で意見が交換されたということですので、より一層丁寧に進めていただきたいと思います。</p> <p>引いた視点で見れば近所の方にとっても、このエリアに緑があることはいいと思うのですが、遊具等を置く公園と違うにしても、プライバシーのこと等、難しい問題も出てきかねないので、より一層丁寧にご理解をいただけるようにしてもらいたいという要望です。</p> <p>それと、武蔵野市は公園等の整備の際にはワークショップを行ったり、住民の方の参加や意見を聴いて整備されているので、今後そういったこともあるのかなと思います。このエリアにふさわしい緑を整備していただきたいということと、防災という点では、いま一度、防火用水だけでいいのかも検討していただきたいと思います。都立武蔵野中央公</p>

	<p>園の東側を整備する際だったと思いますが、上水施設の整備を行ったと思います。ライフラインは大切ですし、密集地域ですので、防火用水が必要だということも理解しているんですけども、十分そこも検討して、先に埋め込みの工事になると思うので、その辺もよくよく検討していただきたいと思います。</p> <p>また、先ほど課長おっしゃったように、歩行者の方だけでも、車椅子やベビーカーだけでも東側に抜けられるような、谷中や佃みたいな路地が今からつくれると思わないですが、皆様のご協力で何らかの提供がいただけるのはありがたいと思いますので、ぜひそういう方向で検討をお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ご要望ということですね。</p> <p>ほかにご発言ありませんか。</p> <p>それでは、今、ご指摘がありました件は、これからの整備の中で参考にしていただくということで、採決をいたしたいと思います。</p> <p>先ほどと同様に、投票をお願いいたします。</p> <p>もう一度立会人を、委員お願いします。</p>
	<p>(投票箱確認)</p> <p>(開票)</p>
会長	<p>開票結果を発表いたします。</p> <p>投票総数12票、有効投票数12票、承認12票、不承認0票ということで、本件についても承認をされました。</p> <p>案件は以上でございます。</p> <p>皆様のほうから何かございますか。</p> <p>どうぞ、委員。</p>
委員	<p>当該の第5号議案の緑地の在りようはまさにいいんですけども、この地域の消防という観点でいうとどうなのでしょう。何か問題となっている地域なのか。私はデザインの関係で、まちづくりのいろんな提案をするんですけども、街らしい雰囲気を残すためには路地的な空間のほうで、路地的な通路のほうで雰囲気が出てまとまりもいい。ところが防災、具体的に火災の視点で言えば消防自動車能够通过ということであるとかで、もう少し拡幅しなくてはいけない。そうすると、路地が持っている町並み、独特な雰囲気が壊されてしまう。武蔵野市のこの地区では、消防の視点ではいかがなのでしょう。そういうところでの問題は起きていないのですか。消防署の委員の方にお聞きしてもよいのでしょうか。</p>
委員	<p>お答えになるかどうか分からないですけども。</p>
会長	<p>ご発言いただけるようでしたら。</p>
委員	<p>防火水槽のお話が出ており、補足にもなるんですけども、こちら辺の公設の消火栓のほうは十分整ってしまして、消火活動に支障があると</p>

	<p>いうことは今ないような状況です。</p> <p>お話しがあったように、消防車両が入るか入らないかというところなんですけれども、すみません、私もちょっと現地をしっかりと確認はしていないので、無責任な話になってしまうのは怖いんですけども、この東十一小路、ここの中に車両は入れるということで、その先の細い路道は、消防車の中にホースカーを積んでおまして、ホースが10本ほど入っており、1本20mありますので、直線上には200mまで伸びます。どこかの消火栓につけて、ここら辺については十分カバーできると考えております。</p> <p>防火水槽は、この周辺だと大体200mから400mぐらい離れている場所にあります、200から400mぐらい、そうすると防火水槽としてはこの場所にあると、有効なのかなという状況です。</p> <p>震災時は公設消火栓が使えない場合もありますので、防火水槽が頼りになってきます。東京消防庁では、250mのメッシュとか、750mのメッシュを区切って、その中に防火水槽がどのくらいあるかで判定を出しているんですけども、我々の地域はほとんど整備されておりこの周辺の地域でも整備されていますが、東側が若干弱いかなというくらいで、すごく心配だという場所ではありません。ただ、防火水槽は非常時に何かと使えるものです。先ほどのご説明の中で設置の計画があるということで私どもも一安心しているんですが、活動上は、ないよりはあったほうが十分地域が守られると考えております。以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。よろしいですね。</p> <p>それでは、以上で本日の会議は終了といたしたいと思います。</p> <p>事務局から連絡事項がありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>2点ございます。</p> <p>1点目、本日の議事録につきましては、案ができれば送付いたしますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>2点目、武蔵野市都市計画審議会委員の任命に係る取扱要綱第2条第2項の規定により、学識経験を有する1号委員のうち、柳沢会長、村尾委員、水庭委員、入江委員は、今回の会議が最後となります。ご出席いただいている、まず入江委員から一言いただければと存じます。お願いいたします。</p>
委員	<p>こちらからお話することではないこと、ご指名でございますことを初めに申し上げておきます。8年ぐらい委員をやっているということで、本当に老害だなという感じで、そんなにやっていたのかと驚いております。</p> <p>私は、職場が大学の建築でしたので、いわゆる建築デザインをやっている人間というので何をやっているかということ、日本各地によるまちづ</p>

	<p>くりコンペもあり、いろんなどころでいろんなまちづくりも関係してきましたから、行くと、必ず新しい場所を求めて、既存の考え方じゃない新しい動きを持つ場所、それを拝見して、自分なりに新しい場所のありようを提案してきたのが、私の専門分野の立ち位置からの考え方だったんですけれども、この委員会で少しでもそういう意味で武蔵野市にまた新しいありようの場所ができないかと、ご提案というか意見を申した中で、どれだけこの委員会に資したか分かりませんが、8年間務めさせていただき、どうもありがとうございました。</p>
事務局	<p>それでは、最後に、柳沢会長より一言お願いいたします。</p>
会長	<p>私も8年以上、ちょっと長過ぎて大変ご迷惑をおかけしましたが、私はこの都市計画審議会は、非常に実質的な議論ができています、多少ほかの都市もお付き合いしていますけれども、非常に実質的な議論ができています。ぜひ今後とも内容のある議論をしていただければありがたいなと思っています。</p> <p>武蔵野は、おられる人から見るとそれほどでもないのかもしれませんが、遠くから見ると、もちろん吉祥寺があるからという話もあるんですけれども、そういうことのほかに、武蔵野市は自治体としても非常にある意味で羨ましがられて、尊敬されていると思うんです。いろんなことをチャレンジしてきていますし。そういう意味では、武蔵野の積み上げてきた歴史をぜひさらに磨きをかけていただきたい。</p> <p>最後、一言だけ、私はこちらの委員さんに時々簡潔にと趣旨を明確にと申し上げて、多少嫌がられたかもしれませんが、大分そういう方向になってきたと思いますので、ご発言はもちろん大いに結構なんです、ご自分の思いというよりは、都市計画の中身をきちんと押さえるというようなことで、ぜひできるだけ簡潔にご発言いただければありがたい。今日は事務局のシナリオで1号委員、3号委員の皆さんに意見を先に伺いましたが、もっと早くやればよかったなど。</p> <p>長い間お世話になりました。どうもありがとうございました。</p>
事務局	<p>これまで長期にわたり、本市の都市計画行政にご協力いただき、誠にありがとうございました。</p> <p>それでは、これで終了いたします。</p> <p>長い間、お疲れさまでした。ありがとうございました。</p>